

## 崇城大学 研究費等に関する不正防止計画

本学では、「崇城大学 研究活動に関する不正防止に関する規程」により、研究費等の適正な運営及び管理を行うため、崇城大学研究費等に関する不正防止計画を下記のとおり定める。

不正が発生しうる要因		具体的な取組内容
<b>【Ⅰ. 学内の責任体系の明確化】</b>		
1	研究費の責任者等とその責任範囲・権限について、時間の経過により認識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 4 月より、研究費の責任者等とその責任範囲・権限について、地域共創センターのホームページ上に公開し、周知している。</li> <li>会議等において、適宜各責任者に対し責任体制について啓発し、意識の向上を図っている。</li> <li>責任者等の異動に当たっては、引継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止している。</li> </ul>
2	(防止計画を推進する) 部署間の連携が不十分であり不正に対するけん制効果が希薄になっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年 4 月より、総合企画課において、モニタリングや公的研究費に係る特別監査・通常監査の実施、さらに研究費全般に係るリスクアプローチ監査を公認会計士と共に実施する。</li> <li>総合企画課及び不正防止計画推進部署と監事・公認会計士との連携を強化する。</li> </ul>

<b>【Ⅱ. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】</b>		
1	研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハンドブック等を作成しており、適正な運用の周知を徹底している。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。ルールについては、適宜見直しを行っている。</li> </ul>
2	公的研究費が税金によって賄われていることに対して、研究者・事務職員の意識が欠如している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 4 月より、新しい検収体制を整備し、検収マニュアルを全教員及び関連職員、納品業者に配布し、運用を周知している。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> </ul>
3	コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費に係る全ての構成員（教員、職員、学生など）を対象にコンプライアンス研修会や倫理教育を定期的に行い、研究費に携わる者としての意識向上を図っている。</li> </ul>
4	不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費に係る全ての構成員に行動規範（学術研究倫理に関するガイドライン）の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図っている。学術研究倫理に関するガイドラインについては、適宜検討し見直しを行う。</li> <li>全ての構成員に対して、規則等を遵守し、不正を行わない旨を記載した誓約書の提出を求めている。今後、提出については、規則等の改定があったときに求める。</li> </ul>

5	時間の経過により、使用ルールと運用の実態が乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、運用の実態を把握し、使用ルールとの乖離が見つかった場合には、適宜検討を行い、見直しを図っている。</li> </ul>
---	------------------------------	---

【Ⅲ. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】		
1	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進部署を設置している。</li> <li>・研修後の理解度テスト等を利用して、研究費の不正使用等を発生させる要因の把握に努め、総合企画課と不正防止計画推進部署が連携し、不正防止計画の検討を行っている。</li> </ul>
2	研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に行われる地域共創センター運営委員会において、各分野からの委員と事務側が研究費執行について協議している。また、各分野の委員が、学科会議等で出た先生方の意見を集約し、運用・取り決めを行っている。</li> </ul>

【Ⅳ. 研究費の適正な運営・管理活動】		
1	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行状況は、研究者、事務職員ともにWebシステムで常時把握できる仕組みとなっている。</li> <li>・予算執行の進捗については、事務職員が定期的に把握しており、研究者に確認し、必要に応じ改善を求めている。</li> </ul>
2	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入の際は、研究者がWeb入力で見積りを依頼し、見積り回答後、事務側の承認を経て、発注している。研究者による発注は認めていない。</li> <li>・平成30年4月より、新しい検収体制を整備し、検収マニュアルを全教員及び関連職員、納品業者に配布し、運用を周知している。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> <li>・平成30年4月より新しい検収体制の運用により、検収担当者の検収印と研究者の受取確認印が押印されたものを確認した上で、担当部署が支払いを行っている。</li> </ul>
3	旅行に関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張については、出張報告書や、旅行の事実を証明するもの（搭乗券半券、乗車証明書、宿泊証明書）の提出を義務化している。</li> </ul>
4	研究者発注における業者との取引実態が把握できていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者が立替払いにより購入した際は、事後、検収場所に納品物を持込んでの検収または写真による写真検収を行っている。</li> <li>・内部監査の際に、必要に応じて業者の原伝票と照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行っている。</li> </ul>
5	謝金・賃金の支払いに関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にアルバイト採用届の提出のない学生に対しては、賃金等の支出をしない。</li> <li>・アルバイトの出勤簿の保管を徹底している。</li> <li>・必要に応じて、アルバイトと接触し、勤務状況等の確認を行っている。</li> </ul>

6	癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取り組みが出来ていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収マニュアルに不正行為にあたる行為を明記し、研究者及び納品業者に周知徹底して癒着防止に取り組んでいる。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> <li>・検収マニュアルに不正防止に係る関連規程を明記し、癒着防止に取り組んでいる。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> <li>・規則等を遵守し、不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を求めている。</li> </ul>
---	-----------------------------------	---

#### 【V. 情報の伝達を確保する体制の確立】

1	研究者が使用ルールに変更があったことを知らずに公的研究費を執行してしまう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内の執行方法や、使用ルールの変更等については、随時、メール及びホームページ上で周知徹底している。</li> <li>・研究費の使用に関するルール等についての相談窓口を設置している。また、地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> </ul>
2	使用ルール等の誤った解釈で研究費を執行する。	
3	時間の経過により、研究者・事務職員の使用ルールの理解度が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修会において、使用ルール等の理解度確認のため、理解度テストを実施し、翌年度のコンプライアンス研修会でフィードバックし、理解度の向上を図っている。</li> </ul>
4	本学の研究費不正に対する取り組みや方針等が学外に公表されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の研究費不正に対する取り組みや方針等について、当該規程等を含め地域共創センターのホームページ上で公開している。</li> </ul>
5	告発通報窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者の保護に関する規程や通報（告発）窓口【学内・学外】について、地域共創センターのホームページ上で公開している。また、コンプライアンス研修会等を通して周知徹底を図っている。</li> </ul>

#### 【VI. モニタリングの充実】

1	不正発生要因に基づいたモニタリング・内部監査を行う仕組みが不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月より、総合企画課において、モニタリングや公的研究費に係る特別監査・通常監査の実施、さらに研究費全般に係るリスクアプローチ監査を公認会計士と共に実施する。</li> </ul>
---	--------------------------------------	--